

下野庭小いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え

- ① いじめの定義 ・・・・いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条より
「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ② いじめ防止等に向けての基本理念
全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。
子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

〔構成員〕管理職、主幹教諭、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、当該児童にかかわる担任

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

○月1回以上「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

○いじめの疑いがあると認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に認知する。

○校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

○いじめの未然防止の取組

・いじめが起きにくい、許さない環境づくりに努める。（具体的には 3-①を参照）

・学校いじめ防止対策委員会の存在を学校ホームページや児童集会、懇談会、学校説明会等で年度始めに周知する機会を作る。

○早期発見・事案対処 （具体的には 3-②③④を参照）

- ・全職員が対応するが学年主任、児童支援専任をいじめの相談・通報窓口とする。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめ（の疑い）に関する情報や児童の問題行動等にかかる情報の収集と記録、共有を適切に行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導等の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画の作成・実行・検証・修正と、学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているか点検・見直しを随時行う。
- ・定期的な校内研修を実施する。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・学校づくり 下野庭スタンダードの明確化と共通理解
- ・授業づくり 授業参観等、授業公開からの授業改善
- ・集団づくり YPアセスメントを活用した児童理解と集団づくり
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・人権教育の推進、道徳教育の推進、なかよし（たてわり）活動の充実、あいさつ運動の推進

② いじめの早期発見

- ・YPアセスメントシート、全市一斉アンケート、しものぼっ子アンケートの実施（年間計画参照）
- ・学校（スクール）カウンセラーとの情報共有（管理職・専任）
- ・児童支援専任を中心としたいじめを見逃さない全教職員の見守り（情報の共有化：週1回の打ち合わせや職員会議での気になる子の報告）
- ・学年内の交換授業、休み時間・給食や清掃当番活動の見守り
- ・定期的な教育相談（4～5月：家庭訪問 12月：個人面談 2月：三者面談）
- ・情報モラル教育の推進（携帯電話・インターネットを通したいじめへの対処、家庭への問題の発信）

③ いじめに対する措置

- ・「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童と保護者への支援
- ・加害児童と保護者への指導・支援
- ・児童相談専門機関、警察署等関連機関との連携

④ いじめの解消

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員等への研修

- ・児童理解研修の推進
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の推進（『「いじめ」根絶横浜メソッド』を活用）
- ・校内人権研修の推進

⑥ 地域との連携・協働体制

- ・学援隊の見守り

- ・港南警察署スクールサポーター
- ・しものぼっ子育て懇話会
- ・放課後キッズクラブ

⑦ 取組の年間計画

前期

- 4月 学級づくり・授業づくり
授業参観、懇談会（授業・学級づくりの方針、学校生活のきまり・下野庭スタンダードの共通理解）
- 5月 家庭訪問を実施（家庭・学校の情報交換）
児童理解研修の実施（情報の共有化と見守り、支援を目的とする）
YPアセスメントシート・実施
- 6月 YPアセスメントシート・分析
- 7月 授業参観・懇談会
いじめに関する職員研修の実施
地域との情報交換
- 8月 休業期間中の地域での問題行動等、情報収集
児童理解研修（YPアセスメントの活用）
- 9、10月 個人面談の実施（前半の振り返り、後半への課題、
10月 前期・あゆみ（前期を振り返り、学習や生活の様子について知らせる。）

後期

- 11月 YPアセスメントシートの実施、分析
- 12月 「いじめ解決一斉キャンペーン」*全市一斉アンケート実施

人権感覚を磨くための職員研修の実施
地域との情報交換
- 1月 休業期間中の地域での問題行動等、情報収集
授業参観、懇談会（冬休み中の児童の様子に関する情報収集）
しものぼっ子アンケート、保護者アンケート（学校評価）の実施と集約
- 2月 学校評価の分析と次年度計画の作成
- 3月 三者面談（後半の振り返り）
後期・あゆみ（後期を振り返り、学習や生活の様子について知らせる。）

通年

- ◎学校カウンセラーの教育相談を週1回実施
- ◎打ち合わせ、職員会議で「気になる児童」の報告
- ◎特別支援非常勤講師による取り出し授業（週1回）

4 重大事態への対処

◎ 重大事態の定義と意味（法：第28条第1項第1号）

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間（30日程度）、欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

○児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合

◎ **重大事態の報告** ⇒直ちに【教育委員会】に報告する。

◎ **重大事態の調査** ⇒「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた調査を実施し、調査結果を【教育委員会】へ報告する。

◎**児童・保護者への報告** ⇒いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○ 学校いじめ防止対策基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか、随時、点検・検証を行い、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。

平成26年3月31日	策定
平成30年2月26日	改訂
平成31年3月22日	改訂
令和2年3月27日	改訂

